平成29年9月1日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(16名)

1番	朝	日	将	貴	2番	江	崎	貴	大
3番	加	藤	克	之	4番	高	橋	八重	重典
5番	永	井	利	明	6番	鈴	木	みと	どり
7番	那	須	英	\equiv	8番	三	宮	十五	丘郎
9番	早	Ш	公	二	10番	平	野	広	行
11番	三	浦	義	光	12番	堀	岡	敏	喜
13番	炭	竃	\$<	代代	14番	佐	藤	高	清
15番	武	田	正	樹	16番	大	原		功

- 2. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 3. 会議録署名議員

 3番
 加藤克之
 4番
 高橋八重典

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市	長	服	部	彰	文	副	Ī	त्तं	長	大	木	博	雄
教育	予	奥	Щ		巧	総	務	部	長	Щ	П	精	宏
民 生 部 福祉事		村	瀬	美	樹	開	発	部	長	橋	村	正	則
教育	部 長	八	木	春	美	総総	務 部 務	次 課	: 兼 長	立	松	則	明
総務部財 政	次 長 兼 課 長	渡	辺	秀	樹	総収		次 課	: 兼 長	鈴	木	浩	$\vec{=}$
民生部健康推		花	井	明	弘			次長齢課		半	田	安	利
開発部農 政	次 長 兼 課 長	安	井	耕	史			次長画課		大	野	勝	貴
会計管 会計	理者兼課 長	Щ	守		修			次長育課		水	谷	みと	ごり
監 事 務	委 員局 長	羽	飼	和	彦	庁 準	舎備	建 室	設 長	伊	藤	重	行
秘書企	画課長	佐	藤	雅	人	危	機管	理課	長	伊	藤	淳	人
税務	課長	佐	野	智	雄	市鍋		果 長 所		横	山	和	久
保険年	金課長	佐	藤	栄	<u> </u>			果 長 支所		柴	田	寿	文

福 祉 課 長 山下正已 児 童 課 長 大 木 弘 総合福祉 センター所長兼 村 瀬 修 商工観光課長 大河内 博 十四山総合福祉 センター所長 土木課長 伊藤 仁 史 下水道課長 小笠原 己喜雄 生涯学習課長兼 十四山スポーツ 淳 安井文雄 図書館長 山田 センター館長 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 石 田 裕 幸 書 記 土 方 康 實 6. 議事日程 会議録署名議員の指名 日程第1 日程第2 会期の決定 日程第3 諸般の報告 日程第4 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 日程第5 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 日程第6 同意第16号 教育委員会委員の任命について 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 議案第33号 財産の減額譲渡について 日程第8 議案第34号 財産を支払手段として使用することについて 日程第9 日程第10 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について 日程第11 議案第36号 日程第12 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算(第2号) 日程第13 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 日程第14 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第15 日程第16 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について 日程第17 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 日程第18 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程第19 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい 7 日程第20 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第22 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第23 発議第2号 決算特別委員会の設置について

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

午前10時00分 開会

○議長(武田正樹君) ただいまより平成29年第3回弥富市議会定例会を開会します。 これより会議に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(武田正樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定

○議長(武田正樹君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月27日までの27日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの27日間と決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(武田正樹君) 日程第3、諸般の報告をします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成28年度の健全 化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第4 同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第16号 教育委員会委員の任命について

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(武田正樹君) この際、日程第4、同意第14号から日程第7、諮問第1号まで、以上 4件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

〇市長(服部彰文君) おはようございます。

平成29年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意3件、諮問1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第14号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が平成29年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第15号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、佐藤孝氏が平成29年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市加稲二丁目16番地、佐藤孝氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第16号教育委員会委員の任命につきましては、鈴木由美氏が平成29年9月30日 任期満了のため、その後任者として、弥富市東中地二丁目107番地、鈴木由美氏を引き続き 任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議 会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤靖男氏が平成29年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市東中地一丁目64番地74、西川邦夫氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(武田正樹君) これより同意第14号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 討論なしと認め、これより採決に入ります。 同意第14号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第15号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

同意第15号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第15号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第16号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第16号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 討論なしと認め、これより採決に入ります。 同意第16号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第16号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第1号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

諮問第1号を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第8 議案第33号 財産の減額譲渡について

日程第9 議案第34号 財産を支払手段として使用することについて

〇議長(武田正樹君) 次に日程第8、議案第33号及び日程第9、議案第34号、以上2件を一 括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長(服部彰文君) 次に提案し、御審議いただきます議案はその他議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第33号財産の減額譲渡について及び議案第34号財産を支払手段として使用することについては、新庁舎建設事業用地取得に伴い必要があるものでございます。

以上が、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から 説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(武田正樹君) 議案は総務部長に説明を求めます。

山口総務部長。

〇総務部長(山口精宏君) 御説明申し上げます。

議案第33号財産の減額譲渡について、新庁舎建設事業用地取得に伴い、財産を減額して譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

1. 譲渡する土地として、弥富市鯏浦町南前新田116番5、雑種地230.54平方メートル、同じく南前新田117番2、雑種地344.79平方メートル、同じく南前新田118番5、雑種地227.97平方メートル。2. 譲渡価格として5,807万8,590円。3. 譲渡の相手方、弥富市前ケ須町東勘助254番地、一柳君江氏とするものであります。

次に、議案第34号財産を支払手段として使用することについて、新庁舎建設事業用地取得に伴い、財産を支払い手段として使用することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

- 1. 目的として、代替地として譲渡する市有地内に存する地中埋設物の撤去費用を金銭にかえて支払うためであります。 2. 支払いの手段として使用する財産として、財産の種類、土地、所在、弥富市鯏浦町南前新田118番6、地目、雑種地、面積97.85平方メートル。 3. この財産をもって支払う債務として885万6,000円。 4. 相手方として、弥富市前ケ須町東勘助254番地、一柳君江氏とするものでございます。以上でございます。
- ○議長(武田正樹君) これより、議案第33号の質疑に入ります。

先ほどの全員協議会で御協議していただきましたので、まず佐藤高清議員、お願いします。

〇14番(佐藤高清君) 14番 佐藤高清でございます。

議案第33号財産の減額譲渡について、質問させていただきます。

この件につきましては、これまで私も確認をする中、また説明をしていただいたわけでありますが、なぜこの場所の代替地でなければいけないのか。代替地は弥富市鯏浦町南前新田116番5、また南前新田117番2、また南前新田118番5、この3筆であるわけでありますが、この代替地に至った理由をお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(武田正樹君) 大木副市長。

〇副市長(大木博雄君) 実は、地権者の方は、今回買収させていただく土地で海南病院の近くを調剤薬局さんに駐車場としてお貸しをしておみえです。買収後においても、現在の調剤薬局さんに御迷惑がかからないように、現在地の付近で引き続き貸し駐車場として利用できる土地を確保したいと強く希望をされておりました。

そうした中、弥富市としましては、ほかに民有地を代替地として提示をさせていただいた こともございましたけれども、今よりも遠くなってしまうということで、御了解をいただけ ず、最終的には産業会館南側の職員駐車場を代替地とさせていただきました。

- 〇議長(武田正樹君) 佐藤議員。
- ○14番(佐藤高清君) 地主さんは、現在、調剤薬局の職員駐車場として貸してみえるわけであります。これに対して、御迷惑がかかってはいかんということで、土地を求められているということであります。

であるならば、桜小学校の北側にある職員駐車場を代替地とすることを検討すべきではないか、このあたりを説明いただきたいと思います。

- 〇議長(武田正樹君) 大木副市長。
- **○副市長(大木博雄君)** 桜小学校の北側の駐車場につきましては、代替地として検討、そして提示をさせていただいたこともございました。

しかし、桜小学校北側の駐車場につきましては、現在仮庁舎となっております図書館棟に 最も近い場所でございまして、新庁舎建設工事の期間中は、来庁者の方の駐車場としての利 用を予定しております。

また、新庁舎の完成後におきましても、職員駐車場や繁忙時の来庁者駐車場としての利用を予定してございまして、このことから桜小学校北の職員駐車場は代替地とはさせていただくことはありませんでした。

- 〇議長(武田正樹君) 佐藤議員。
- ○14番(佐藤高清君) 桜小学校の北側にある職員駐車場は、庁舎の建設工事中に駐車場として、期間中駐車場として使いたいという説明であります。

最初からこういう説明であるわけであります。やむを得ないかなと今、確認するところでありますので、この代替地に至った経緯を確認させていただきました。以上で質問を終わります。

- ○議長(武田正樹君) 次に、平野広行議員、お願いします。
- **〇10番(平野広行君)** 議案第33号について、議案質疑をいたします。

本年3月27日に提出されました弥富市新庁舎建設事業及び立体駐車場整備事業の事業認定 申請書に対しまして、8月15日に愛知県より事業認定をいただき、庁舎建設にて第一歩を踏 み出したところであります。 平成25年6月議会の補正予算で計上されました庁舎建設事業のうち、隣地土地購入費の一部と物件移転補償費に対して住民監査請求が提出されましたが、却下されました。その結果を不服として、同年の10月8日、名古屋地方裁判所に提訴されたわけですが、約3年半にわたり審議された結果、本年4月21日に市側の主張が全面的に認められた判決が名古屋高等裁判所にて下されました。この間、約4年間にわたり庁舎建設が停滞し、市民の皆様には御心配やら御迷惑をおかけいたしましたことを大変申しわけなく思っております。

本日、上程されました議案第33号は、新庁舎建設に当たり、非常に重要な議案であります。 我々議員もしっかりと質疑し、議案の内容を精査し、議員一人一人の責任において採決に臨 まなければならないと思っております。

それでは、議案第33号について質問いたします。

議案第33号は、訴訟の対象となった隣地土地購入後、産業会館敷地内南側の土地803.3平 方メートルを減額して譲渡する議案ですが、庁舎北側の買収地と産業会館敷地内南側で同面 積を減額して譲渡する土地の価格差はどれぐらいになるのか、まず伺います。

- 〇議長(武田正樹君) 大木副市長。
- 〇副市長(大木博雄君) 昨年の10月に不動産鑑定評価の価格では、庁舎北側の買収地は1平 方メートル当たり7万2,300円、産業会館敷地南側の代替地は1平方メートル当たり9万500 円でございまして、平方メートル当たり1万8,200円の差があります。

面積は803.3平方メートルでありますので、これに掛け算をいたしますと、価格差は1,462 万60円となります。

- 〇議長(武田正樹君) 平野議員。
- ○10番(平野広行君) 今の説明によりますと、交換地だけで比較すると約1,462万円減額 して譲渡するということになり、市の損失になるということですが、もう少し視野を広げて 大局的に資産価値での比較をお願いいたしたいと思います。

隣地土地買収後の庁舎敷地と代替地を渡した後の産業会館敷地内の合計の資産価値は、現在と比べてどのようになるのかお伺いいたします。

- 〇議長(武田正樹君) 大木副市長。
- ○副市長(大木博雄君) 現在の市役所敷地は9,373平方メートルございます。これを鑑定ではなくて、固定資産評価額で試算をさせていただきますと、5億4,342万円ほどとなります。また、現在の産業会館の現況面積は4,641平方メートルで、固定資産評価額では約2億4,767万円となります。現在の資産の合計額は7億9,109万円ということになります。

それに対して買収後及び減額譲渡後につきましては、庁舎面積は現在の市役所敷地に買収地803.3平方メートル加えた1万176平方メートルで比較面積とさせていただいて、その固定資産評価額は5億9,532万円となります。産業会館の面積は、減額譲渡をする面積803.3平方

メートルを減じた3,837平方メートルとなり、固定資産評価額は1億9,243万円ほどとなります。よって、減額譲渡後の合計額は7億8,775万円ほどとまずなります。

したがいまして、現在の庁舎敷地及び産業会館敷地との合計額7億9,109万円、買収後及 び減額譲渡後の庁舎敷地及び産業会館敷地の合計額は7億8,775万円となり、固定資産評価 に基づく試算では334万円ほどの資産が減少したということになります。

これは固定資産評価でございますので、公示価格のおおむね70%でございますので、これを公示価格並みに修正、補正をするために0.7で割りますと、約477万円ほどの資産の減額であると試算することができます。以上でございます。

- 〇議長(武田正樹君) 平野議員。
- **○10番(平野広行君)** 全体の比較ということが、今、資産価値としての比較ということになりますと、公示価格におきましては約477万円ほどの減少になるということで理解をしておきます。

これにて私の議案第33号についての質疑を終わります。

○議長(武田正樹君) 他に質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 〇議長(武田正樹君) 三宮議員。
- ○8番(三宮十五郎君) 私は、ただいま上程されております議案第33号財産の減額譲渡について反対討論を行います。

本件は、庁舎建設用地取得に当たって、対象地主の一人の方の用地を鑑定評価額では1.25 倍となる土地を事実上、同じ面積で売り渡すための売買契約の一環として行われるものでございます。

通常、公共用地取得につきましては、本件のような土地収用法対象事業では売却額の 5,000万円までは課税対象から控除されるなど、公共事業に御協力いただくということで地 主の皆さん、持ち主の皆さんを保護する法律上の定めもございまして、民間の売買に比べて、 売り主の利益を守る仕組みでございます。

それに対し、鑑定評価では9万500円のこの土地を減額して7万2,300円、いわゆる現在の鑑定額にして売り渡す場合には、1,462万円の市の損失になるという市民の方の批判もございます。市もこの間、さまざまな尽力をされてまいりましたが、この争いが庁舎建設を引き伸ばす原因ともなっております。

これを一つの教訓とし、今後の公共用地取得につきましては、可能な限り鑑定評価等の一 致する方法をとられることを強く求めるものでございます。

私どもは、庁舎建設につきましては、かねてから申し上げてまいりましたように、人口減少社会に向かう折からも、また最近、庁舎新築を行われました犬山市が人口7万4,500人でございますが、1万平方メートルで大変立派な庁舎が建設されております。弥富市は人口4万4,300人でございますが、現計画は1万1,000平方メートル、余りにも大き過ぎる、身の丈に合ったものにしていただきたいとかねがね主張してまいりましたが、市当局は工法等の工夫を行い、費用の減額を図るということは言っておりますが、基本計画は従来どおりに進められる方法でございます。

先ほども、入札方法での改善を行っていくとの表明がございましたが、いよいよ入札に入る最後の本会議となると思いますので、合理的な方法での最大限の事業費の縮小を行われることを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長(武田正樹君) 他に討論の方はありませんか。

[挙手する者あり]

- 〇議長(武田正樹君) 平野議員。
- **〇10番(平野広行君)** 10番 平野広行でございます。

ただいま質疑しました議案第33号については、住民監査請求から住民訴訟へと進展した一連の事案でありますが、一審では名古屋地方裁判所、二審では名古屋高等裁判所において3年半の長きにわたりしっかりと審議され、本年4月21日に市側の全面勝訴の判決を名古屋高等裁判所からいただき、8月15日には愛知県から新庁舎建設の事業認定をいただきました。そして、我々議員も先ほどの議案質疑において、しっかりと質疑をしたところであります。

今ここに来て議案に反対することは、新庁舎建設事業そのものを否定するものであり、これは弥富市民に対しての背信行為であると思います。市民にとってプラスになることは何一つありません。議案を速やかに可決し、一日も早く新庁舎を建設することが、弥富市民にとって、きらめく弥富を実現するための原点であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(武田正樹君) 他に討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(武田正樹君) 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に

入ります。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(武田正樹君) 起立多数と認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり決しました。

次に、議案第34号の質疑に入ります。

まず、平野広行議員、お願いします。

○10番(平野広行君) それでは次に、議案第34号について伺います。

代替地として渡す予定の産業会館の土地に基礎ぐいが残置されていることが判明をいたしました。当然、基礎ぐいを抜いてお渡ししなければなりませんが、その基礎ぐいを抜く費用を代替地の東側の隣地でお渡しをすると、いわゆる代物弁済を行う議案ですが、その理由をお伺いいたします。

- 〇議長(武田正樹君) 大木副市長。
- **〇副市長(大木博雄君)** 代替地に残置されておりましたくいや基礎の一部の撤去については、 現在、所有者である弥富市が撤去を行い、買収させていただく土地と同様な状態にして地権 者の方にお渡しすべきであると考えております。

くいなどが残置されていたことについて、地権者の方とも協議をさせていただきました結果、地権者の方は代替地を取得後は現在と同様に駐車場としての利用を継続してお考えであり、今すぐくいを抜く、撤去する必要はないことから、今回の代替地を売却する際に、将来的には必要となると思われる撤去費用を市がお支払いし、清算しておくことで地権者の方と合意を得ました。そして、その清算方法として金銭ではなく、代替地東側の土地を支払い手段として利用させていただくこととなりました。

この土地には産業会館の浄化槽等の汚水排水管が埋設されておりまして、市としては現在、 これからも必要な土地でありますが、汚水排水管については、現状のまま無償で使用させて いただき、将来的に土地利用の変更などにより支障となった場合には、地権者の方からの申 し出により弥富市が撤去等を行うことで地権者の方と了解をいただいております。

また、この土地を単独で評価させていただいた場合、平和通線から40メートルほど奥まった位置にございまして、道路にも面していないということからその評価は大きく減額補正され、標準的な土地の3割程度になると見込まれております。これは、先ほどの議案第33号でお話をしました、いわゆる公示価格で477万円ほどの減額になるというお話をさせていただきましたが、この土地を撤去費用の支払い手段に使用する際の価格については、平和通線に面した代替地の不動産鑑定評価1平方メートル当たり9万500円で換算してお渡しをいたしますので、先ほどの33号での御質問に比べますと、ほぼ前と後では変わらないという評価に

なってまいります。

また、地権者の方も駐車場経営を継続していく上では、くい等は支障にならないため、土地で清算することにより面積が増加し駐車台数がふえることから、市にとりましても、地権者の方にとりましてもメリットはあると考えております。こうしたことから、くい等の撤去費用を金銭ではなく、土地を支払い手段として使用させていただきたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(武田正樹君) 平野議員。
- ○10番(平野広行君) 私が先ほど33号で質問いたしましたところ、実勢価格で477万円ほどの損失という返答でしたが、この隣地を渡すことによって、今、市側から答弁がございましたように、資産価値としてはほとんど変わらなくなるということでございます。

代替地に残置されている基礎ぐいを抜く費用相当分を東側に隣接する土地でお支払いをすることによって、地権者の方も代替地と一帯の土地の利用ができて資産価値は変わらない、そしてまた弥富市にとっても、代替地の東側の隣地をお渡しすることによって、産業会館敷地の今、不整形ですが不整形がなくなり、土地の評価額を下げることはなくなって、資産価値は最終的には現在とほとんど変わらないということになりまして、代替地の地権者の方にとっても、弥富市にとってもお互いに利のある結果が得られたことを確認いたしました。これにて、私の質疑を終わります。

- 〇議長(武田正樹君) 次に、三浦義光議員、お願いします。
- **〇11番(三浦義光君)** 11番 三浦義光でございます。

それでは、議案第34号財産を支払手段として使用することについて、私も質問させていた だきます。

今回、代替地として譲渡する市有地に、海部南部水道企業団旧庁舎の基礎の一部や長さ5メートルほどのくいが約108本残置されておるということでございます。先ほど、平野議員の質問の中で副市長が説明をされておるということですけれども、代替用地は地権者の方から買収させていただく土地と同様の状態として引き渡すべきであり、残置されている基礎ぐいなどは本来なら市の費用で取り除くべきであると考えておるとのことでございますが、現時点において、地権者の方は当面の間、貸し駐車場として利用を考えておられるため、くいを今すぐ取り除き、引き渡す必要はないわけで、いずれは取り除く状況になると思われます。よって、弥富市としては今すぐ費用をかけて取り除くかわりに、くいの撤去費用を金銭のかわりに代替地の東側に残る市の土地を支払いに充て、清算をするという説明でございました。

またこの土地の、これは以前の説明でございますが、この土地の下には産業会館の汚水排水管がございます。将来、公共下水道に接続するまでは今後も必要であり、この汚水排水管

については、現状のまま無償で市が使用することについて了承をいただき、地権者の方が 先々、土地利用上、支障になったときには市の費用で撤去するとの内容を確認書で取り交わ したという、これは以前の全員協議会で説明がございました。

ここまでの内容に関してはおおむね理解をさせていただいたわけでございますが、今回私が質問をさせていただきたかった件としては、今回土地を支払い手段として代替地内の基礎ぐいなどの撤去費用を支払ったにもかかわらず、将来地権者が実際に撤去するときにさらなる請求が発生することがないような契約書になっておるのか、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

- 〇議長(武田正樹君) 大木副市長。
- ○副市長(大木博雄君) 代替地内に地中埋設物が残置されていた件に関しましては、8月21日付で地権者の方と交わしました確認書において、代替地内に存する地中埋設物についてはそのまま残置し、撤去費用に相当する額を市が所有する代替地東側の土地を地権者の方に譲渡することで清算するものとし、清算後は地中埋設物の残置については異議を申し出ないとの記載をしており、御理解をいただいております。

また、本日の2議案の議決をいただきましたら、地権者の方とは代替地の売買契約と市有地を支払い手段とする代物弁済契約を締結させていただきますが、その代物弁済契約におきましては、代替地東側の市有地を地権者の方にお渡しした後は、清算の対象となった地中埋設物の撤去等に係る一切の費用については請求しないものとするとした内容の条項を定めております。

したがいまして、将来的にこの地中埋設物の撤去に対する費用のさらなる請求はあり得ないというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(武田正樹君) 三浦義光議員。
- **〇11番(三浦義光君)** 将来のくいの撤去というのは、これは何年後になるかわからないということでございます。

相手方の地権者の方も代がわりをされた後なのかもしれません。もしかして、その土地が 第三者のほうに移っている可能性もあると思います。市側においても、現在の状況を知り得 る職員もいなくなってしまった数年後かもしれません。議員に関してもこの状況を知り得る 人がどれだけ残っておるのでしょうか。

後々まで文章として残しておき、いつでも確認のできるようにしておいてくださるようお 願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(武田正樹君) 他に質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(武田正樹君) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第34号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり決しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第10 議案第35号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第36号 弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第12 議案第37号 平成29年度弥富市一般会計補正予算 (第2号)

日程第13 議案第38号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第39号 平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第40号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第16 認定第1号 平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第19 認定第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

日程第22 認定第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

〇議長(武田正樹君) 続いて、日程第10、議案第35号から日程第22、認定第7号まで、以上

13件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長(服部彰文君) 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。 議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い必要があるものでございます。

次に、議案第36号弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定につきましては、 都市計画法の規定に基づく地区計画等の案の作成手続について定めるため必要があるもので あります。

次に、議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算(第2号)につきましては、金魚生産者への防鳥対策補助金や企業立地指定企業交付奨励金等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から、議案第40号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号)までの特別会計につきましては、全会計で2億4,512万9,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成28年度各会計の決算認定についてであります。

平成28年度の決算におきましては、新庁舎建設に伴う仮庁舎改築等工事や弥富北中学校ランチルーム・武道場天井落下防止対策工事を完了するなど、所期の目的を達成することができました。このことは、市議会議員の皆さんを初めといたしまして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

ここに、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(武田正樹君) 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算及び決算認定については、総務部長に説明を求めます。

まず、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長(村瀬美樹君) 議案第35号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

- 1. 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い規定の整理を行うこととした。
 - 2. この条例は平成30年4月1日から施行することとした。以上でございます。
- 〇議長(武田正樹君) 次に、橋村開発部長。
- **〇開発部長(橋村正則君)** 続きまして、議案第36号弥富市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを御説明いたします。

条例の内容につきましては、2枚めくっていただきまして条例のあらましをごらんください。

- 1. 地区計画等の案を作成しようとするときは、原案を当該公告の日の翌日から起算して 2週間、公衆の縦覧に供することとした。
- 2. 法に規定するものは、縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日までに、意見書を市長に提出することとした。
 - 3. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。
- 〇議長(武田正樹君) 次に、山口総務部長。
- 〇総務部長(山口精宏君) 補正予算並びに決算認定の各議案について御説明申し上げます。

議案第37号平成29年度弥富市一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ2,116万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を156億3,782万1,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、普通交付税1億4,053万1,000円、市債の臨時財政 対策債8,850万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金2億7,160万4,000円を減額する ものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、農林水産業費におきましては、防鳥対策補助金 110万円、商工費におきましては企業立地指定企業交付奨励金1,751万4,000円であります。

次に、議案第38号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,139万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億6,259万1,000円とするものであります。

歳入といたしましては、療養給付費等負担金539万5,000円、その他繰越金1億1,599万6,000円を増額計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者高額療養費1,331万4,000円、国民健康保 険支払準備基金積立金1億円、一般会計繰出金546万8,000円であります。

次に、議案第39号平成29年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきま

しては、前年度保険料等の納付状況の確定に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入 歳出予算の総額を5億1,580万3,000円とするものであります。

次に、議案第40号平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、保険事業勘定において、介護保険支払準備基金積立金7,180万1,000円。一般会計への繰出金1,524万7,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を30億9,190万5,000円とし、サービス事業勘定において一般会計への繰出金27万円を計上し、歳入歳出予算の総額を1,145万円とするものであります。

次に、認定第1号平成28年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算額154億1,616万4,000円、これに対する歳入決算額149億600万8,126円で、収入率は96.7%、歳出決算額143億7,238万4,048円で、執行率は93.2%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では3億4,209万円の増額となりました。その内訳の主なものは、個人市民税が3,680万円、固定資産税3億4,175万円であります。

市税以外の主なものでは、普通交付税が4億822万円、国庫支出金が15億4,648万円、県支出金が10億3,223万円交付され、歳入全体では前年度に比べ0.2%、3,151万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では新庁舎に伴う仮庁舎改築工事の施工や市制10周 年記念事業を実施しております。

福祉関係では、ファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児保育事業を開始するなど、子育て世帯の育児支援を推進しました。

また、消費税率の引き上げに伴う低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金を支給いたしました。

保健衛生関係では、予防接種、各種検診等の推進や健康都市宣言を行い、市民一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりの推進をしました。 農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進いたしました。

また、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業、団体営土地改良事業や農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。

さらに、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として鍋田23号線の道路改良工事を行い、歩行者・ 自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波・高潮対策として、津波避難計画を策定するとともに、西部保育所や

桜保育所の屋外階段設置に向け、計画を実施しました。

教育関係では、桜、大藤小学校の非常用シャッター取りかえ工事、弥富北中学校のランチルーム、武道場天井落下防止対策工事、日の出小学校、弥富中学校を除く各小・中学校のトイレ洋式化工事等を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配置いたしました。

社会教育施設関係では、総合社会教育センター中央公民館内の舞台機構つり物用ワイヤーロープ取りかえ工事、また体育施設関係では、二葉グラウンド防球ネット改修工事など快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成28年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入歳出決算額ともに1万628円でありまして、土地の取得や一般会計への買い戻しの案件 がございませんでしたので、前年に比べまして6,777万3,898円の減額となりました。

次に、認定第3号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額48億294万8,810円、歳出決算額46億8,695万1,465円であります。高齢化の進展に伴いまして医療費の増大も考えられ、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されております。

次に、認定第4号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億8,839万8,833円、歳出決算額は4億8,426万4,529円であります。

次に、認定第5号平成28年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 保険事業勘定において歳入決算額28億1,902万8,510円、歳出決算額27億19万2,471円、サー ビス事業勘定において歳入決算額1,271万7,708円、歳出決算額1,244万6,605円でありまして、 認定事業及び施設、住宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億1,951万6,910円、歳出決算額2億9,132万3,723円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額11億608万616円、歳出決算額10億7,788万6,506円でありまして、ポプラ台団地、栄団地、かおるケ丘団地及び前ケ須地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。以上でございます。

○議長(武田正樹君) お諮りします。

本案13件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案13件は継続議会で審議することに決定しました。

日程第23 発議第2号 決算特別委員会の設置について

○議長(武田正樹君) 次に、日程第23、発議第2号を議題とします。

本案は、議員提案ですので提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。 堀岡議員。

○12番(堀岡敏喜君) それでは、発議第2号決算特別委員会の設置につきまして説明いたします。

説明の根拠としまして、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、平成28年度の一般会計及び各特別会計の決算審査に係る決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(武田正樹君) これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(武田正樹君) 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、炭電ふく代議員、早川公二議員、三宮十五郎議員、三浦義光議員、鈴木みどり議員、那須英二議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(武田正樹君) 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり、委員長には炭竃ふく代議員、副委員長には早川公二 議員であります。よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

午前11時00分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 加藤克之

同 議員 高 橋 八重典